

3

MAR/2023/Vol.216

東 峰 TOHO

●朝日に照らされる梅とメジロ
(岩屋神社)





美しい山里と ICT が共存した豊かで幸せな村の実現に向けて

■ NTT 西日本九州支店と ICT 連携協定を締結

1月31日(火)、村は西日本電信電話株式会社九州支店様と、まちづくりや住民サービス向上に関する ICT 連携協定を締結しました。この協定は、同社の持つ ICT^{※1}をはじめとする技術やノウハウを村の DX^{※2}推進に向けて利活用していくとするものです。

今後、地域経済の活性化をはじめ、地域交通や、住民福祉、防災などの分野でデジタルの力を活用したむらづくりを協働して推進していく予定です。

※1 ICT…情報通信技術の略。ネットワーク等を利用したコミュニケーションを行うための技術。

※2 DX…デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を使って生活をより良いものにしていくという考え。



▲協定を締結した村長と梶原 全裕支店長

熱戦が繰り広げられました！

■ 復興祈念旗 第16回東峰村長杯少年野球大会

2月18日(土)～19日(日)、宝珠山グラウンド等にて第16回東峰村長杯少年野球大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響で2年ぶりの開催となった本大会でしたが、県内外から20チームの参加があり、東峰村からは4名が東峰・杷木合同チームの一員として出場しました。結果は4位と表彰台に惜しくもあと1歩届きませんでしたが、みんなの思い出に残る良い大会になりました。



▲試合前に声を出す子ども達



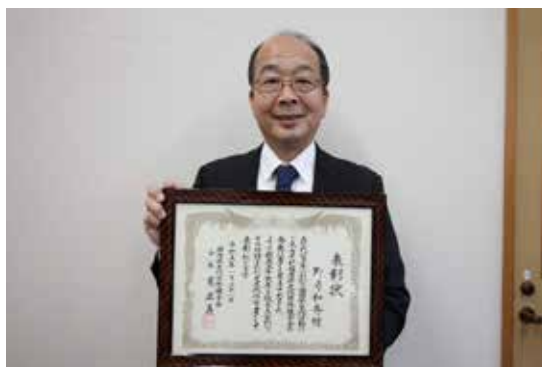
▲東峰ディアーズのピッチャー（長澤 漣さん）

おめでとうございます！

■ 福岡県文化功労賞表彰を受彰

1月31日(火)、福岡市にて福岡県文化団体連合会の創立30周年記念式典が行われ、野寄 和秀さん（小石原鼓）が文化功労者表彰を受彰されました。

この表彰は、県内において芸術文化の振興に対する功労がある団体・個人に贈られる賞で、野寄さんの長年にわたる小石原夜神楽・和太鼓修験童での活動（36年間）と東峰村文化協会事務局長（14年間）を務められた功績を称えられたものです。この度の受彰、誠にありがとうございます。



▲今回受彰した野寄 和秀さん

おめでとうございます！

■ とうほう百貨店が県知事表彰を受彰

2月2日（木）、福岡県庁にて令和4年度ふくおか共助社会づくり表彰が行われ、令和3年3月からつづみの里農産物直売所を拠点に村民グループ「東峰村元気プロジェクト」・有限会社つづみの里・東峰村社会福祉協議会・エフコープ生活協同組合の4者が共同で運営する買い物支援プロジェクト「とうほう百貨店」と、交流の場「よりあい喫茶わわ」が福岡県知事表彰を受彰しました。

この表彰は、ボランティアと企業その他団体などが地域の課題を解決するため、互いの特性を生かしながら行う協働の取り組みの中から、他の模範となるものとして選考されたものです。選考委員からは、「村民が主体性を発揮して流通拠点の再構築に努めたことは高く評価できる」という評価をいただいたほか、服部誠太郎福岡県知事からは「同様の問題に直面する他の地域の課題解決のモデルにもなりうる」と称えられました。なお、同直売所では、3月21日（火）に受彰を記念したイベントを開催する予定となっています。



▲県知事室にて表彰を受けました



▲とうほう百貨店オープンの様子（令和3年3月）

東峰から光を！！

■ 東峰学園から県内全域に ICT 教育を発信

2月3日（金）、福岡県教育センターにて「ICTを活用する教育活動」をテーマとしたシンポジウムが開催され、東峰学園の本間先生が県内中学校を代表し、200名を超える参観者の前で美術科の授業実践を報告しました。また、2月9日（木）には、前原南コミュニティセンターにて糸島市小学校校長研修会が行われ、研究主任の西山先生と教務主任の杉野先生が、タブレットや電子黒板を駆使したICT活用型の授業づくりについて、校内運営の取り組みを報告しました。

参加者からは、たくさんの質問や意見が出され、東峰学園の実践に対して高い評価をいただきました。



▲シンポジウムで発表する本間先生



▲糸島市で発表する杉野先生（左）と西山先生（右）

*前月号の広報紙では、県内外から東峰学園へ先進校視察の受け入れが続いていることをお伝えしました。今回は、学園の先生方が、学校から飛び出して2つの研修会で研究報告を行った様子をお伝えしています。



より使いやすくなりました！

■ 村民センターの LED 化工事が完了

村では、宝珠山村民センターの照明の LED 化工事を実施していましたが、このほど工事が完了しました。今回の整備は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの令和4年度スポーツ振興くじ助成金（地域スポーツ施設整備助成）を活用し実施したものです。照明器具を LED に変更したことで、館内の照度が向上し、点灯までの時間も大幅に短縮されています。

地域スポーツの振興のため、より良い環境となった村民センターをご活用ください。



▲新しくなった村民センターの照明



▲スポーツ振興くじの看板

*スポーツ振興くじ (toto) 助成は、toto の販売により得られる資金をもとに、地方公共団体及びスポーツ団が行うスポーツの振興を目的とする事業に対し行われるものです。

村の自然の中で、学校ではできない特別な体験

■ ドローンプログラミング教室開催

2月23日(木・祝)、アクアクレタ小石原にて、自然学習型のドローンプログラミング教室が開催されました。当日は10名の子ども達が参加し、パソコンを使ってドローンの飛行経路の自動プログラムを作成し、目標地点に着陸できるかを競い合いました。

ドローンの行方を追いかけてながら、親子で一喜一憂する姿が見られました。



▲プログラミングでドローンを動かす様子

中身はもちろん、見た目も素敵な贈り物に

■ 陶器のラッピング教室開催

2月16日(木)、小石原焼伝統産業会館にて、福岡県の後継者育成事業の一環として、窯元向けに陶器のラッピング教室が開催されました。当日は10名が参加し、焼物を包装する際にお客様に喜んでもらえるようなおしゃれなラッピング技術などを学びました。参加した方々は、「ラッピングしだいで小石原焼の印象がより素敵な物になった」と大変喜ばれていました。



▲ラッピング教室の様子



▲集合写真

■ Jr. みらい塾 「スキー体験」

2月4日(土)、九重森林公園スキー場にてスキー体験を行い、子ども27名、大人21名が参加しました。新型コロナウイルスの影響もあり、みらい塾としては3年ぶりの村外での行事となりました。午前中はインストラクターの指導を受け、午後はグループ毎に楽しく滑ることができました。



▲滑り方の指導を受けました



▲集合写真

■ 健康づくり地域交流フェスタ

2月5日(日)、東峰学園体育館において、3年ぶりとなる「健康づくり地域交流フェスタ」を開催しました。当日は、小学生から高齢者の方まで42名が参加し、アビスパ福岡のコーチを迎えて、楽しいレクリエーションスポーツ競技が行われました。参加者は、スポーツを通して、子どもからシニアの方まで、世代や地域の垣根を越えて交流を深めることができました。

今回参加できなかった方も、ぜひ来年度の各種スポーツ大会や「らぶすぽ東峰」のニュースポーツ教室などに、積極的に参加していただき、健康で活力ある元気な東峰村をつくっていきましょう！！



▲お宝運びリレーの様子



▲目標に向かってキック



▲チーム一眼となって盛り上がりました



▲参加者全員で記念撮影

♡ 『らぶすぽ東峰』 次回予告 ♡

地域総合型スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	日 時	備 考
ニュースポーツ教室	村民センター	3月27日(月)	どなたでも自由に参加できます。
トレーニング教室	せせらぎ鼓	4月11日(火)	会 員 500円 非会員 1,000円

空き家問題について考える

あなたの持ち家や
周りの家は大丈夫？

*この写真はイメージです。

■空き家を放置していたら大変なリスクに！

近年、少子高齢化や地方の過疎化が原因で全国的に空き家が増加傾向にあり、適切に管理されずに長期間放置された空き家が社会問題となっています。村が令和3年に実施した空き家実態調査でも、村内に80件（令和4年1月時点）の空き家があることが報告されています。空き家として放置されてしまうと、人が住んでいる家以上に早く老朽化が進み、台風などの自然災害で倒壊したり、放火など犯罪のきっかけになったりするため、早急な対応が求められています。

また、空き家を、倒壊や景観を著しく損なう恐れがある状態等で放置すると、自治体から空家等対策特別措置法に基づく「特定空家等」に認定され、さらに自治体の指導や勧告・命令に従わずに放置し続けると、所有者は以下のようなペナルティを受ける場合があります。

●特定空家等に関するペナルティ

- ①土地の固定資産税等が3～5倍に跳ね上がる
（住宅用地特例が適用されなくなる）
- ②改善命令を受け、それに違反すると50万円以下の過料
- ③勧告や命令に応じず、放置し続けると強制撤去され、費用は所有者に請求される

*この他、瓦や壁が落下し、通行人や車に被害を与えた場合、多額の賠償金を請求されることもある



令和 6 年 4 月から「不動産の相続登記が義務化」されます！

放置される空き家が増え続ける原因の一つとして、相続登記が行われずに所有者不明となっている不動産の増加が挙げられます。この問題を解決するため、令和 6 年 4 月から、不動産に関する相続登記が義務化されます。

この法律が施行されると、これまで相続が発生していたにも関わらず、相続登記をしていなかった不動産に関しても、必ず登記をしなければなりません。つまりは相続登記をせずに放置していた空き家に関しても、必ず登記をする必要がでてくるということです。しかし、不動産を相続しても、実際どのように手続きをすればよいかわからないという方も多いのではないのでしょうか。

■相続登記の義務化で何がどうなるの？

Q1. 相続登記って何？

A. 不動産の所有者が死亡した時、相続人に名義変更する手続きのことです。

Q2. 登記の義務が発生するのは、令和 6 年 4 月 1 日以降に相続が発生した場合のみ？

A. 令和 6 年 3 月 31 日以前に相続が発生している場合でも、登録義務が課せられます。

Q3. 相続登記をしないと罰則があるの？

A. 相続による不動産の取得を知った日から 3 年以内に相続登記をしないと、10 万円以下の過料が科されることがあります。

Q4. 相続登記はどこですればいいの？

A. 不動産の所在地を管轄する法務局に申請をして行います。



■空き家になる前に

あなたの持ち家は適切な管理ができていますか。空き家の所有者等が管理や利活用あるいは除去を行わない理由として、相続をはじめ金銭面の問題、遠方に住んでいることや健康上の理由など、様々な要因があります。適切な管理ができていない家屋は、劣化が早く進むことで、防犯、防災、衛生、景観などについて、所有している方だけでなく、周辺に住む住民の方へも悪影響を及ぼします。管理が後回しになった空き家は、いざ手放そうとする時にも売却などが難しい場合があります。

《事前にするべきことは？》

空き家対策は早めの対応が必要です。空き家になる前に準備をしておくことで早めの対応が可能になり、空き家解消に繋がります。

建物や土地の登記の確認

法務局で登記事項証明書など取得し、誰の名義になっているか内容を確認しておくことで、今後の見通しを建てることに役立ちます。



相続についての確認

相続について、家族で事前に誰が管理するのか考えておき、遺言書を作成することで、資産の継承等をスムーズに進めることができます。



専門家に相談

必要に応じて、弁護士や司法書士などの専門家に話を聞きましょう。空き家の予防策や解決策を知ることができます。



家財道具の処分を検討

いざ売買や解体という時に問題となるのは、家財道具の整理です。事前に処分方法や費用について調べておくことで、売却や解体をする場合にスムーズに処分できます。



■「そのうちどうかしよう」のその先は？

あなたは、「そのうち家財整理をしよう」「そのうち相続手続きをしよう」と先延ばしにしていますか。空き家になることが目前に迫ってからでは対応が遅くなります。空き家問題の解消には、まずは建物などの不動産も含めた相続に関して、一度きちんと家族と話し合ってみることが重要です。

「そのうちどうかしよう」ではなく、「今、どうかしよう」と早めの準備をされてみてはいかがでしょうか。

■ 村の空き家対策

現在、村では空き家対策として、「予防」「移住・定住の促進」「除去」の3つの観点から様々な制度を設けています。

予防

○木造戸建て住宅耐震改修補助金

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は着工された木造住宅の耐震化を図るための補強工事を行う場合、耐震改修工事に要する額の 40%に相当する額（上限 60 万円）を補助。

詳しくは、総務企画課まで (0946-72-2311)

移住・定住の促進

*物件が土砂災害特別警戒区域（いわゆる「レッドゾーン」）に該当していないことが条件

○東峰村空き家バンク

東峰村空き家バンク制度は、村内にある空き家を「売りたい」「貸したい」と考えている所有者と「買いたい」「借りたい」と考えている方の橋渡しを行うための制度です。東峰村では空き家情報をホームページ上で公開し、空き家を探している人に向けて情報を発信しています。村では、空き家を探している方からの問い合わせを多くいただいておりますが、紹介できる物件が不足しています。心あたりのある方は、ぜひ登録ください。

○空き家改修補助金

空き家バンクに登録された物件の賃貸借契約が成立した後に、村内の事業者に依頼した空き家の改修に要した費用の 2 分の 1（上限 50 万円）を補助。

○家財道具等処分補助金

空き家バンクに登録された物件の賃貸借契約が成立した後に、村内の事業者に依頼した家財道具の処分及び屋内外の清掃費用等の一部（上限 10 万円）を補助。

○引越し支援補助金

空き家バンクに登録された物件に引っ越した時、その経費の一部（上限 10 万円）を補助。

○集落ふれあい奨励金

空き家バンクを活用して集落（小組合）に移住者が来た時、移住者の集落への溶け込みを推進し、地域を理解してもらうための活動（交流会）に対して奨励金（一律 3 万円）を支給。

詳しくは、ふるさと推進課まで (0946-72-2312)

除去

*物件が土砂災害特別警戒区域（いわゆる「レッドゾーン」）に該当していないことが条件

○老朽危険空き家解体補助金

空き家バンクに登録できなかった物件の解体を行う時、村内の事業者がに依頼した不活用空き家の解体に要した費用の 2 分の 1（上限 50 万円）を補助。

*解体後の土地については、空き家バンク（土地）に登録していただく必要があります。

詳しくは、ふるさと推進課まで (0946-72-2312)

東峰村空き家バンク

今回は、実際に空き家バンク制度を活用して物件を登録した柳瀬英造さん（左）と、物件を借りて移住をされた林田七海さん（中央）と西鶴園和也（右）さんに話をお聞きました。



■思い出の詰まった家が生き返った

管理が行き届かないことが悩みでした



▲空き家の所有者
柳瀬英造さん

元々は両親と住んでいた家で、定期的に管理をしていましたが、なかなか管理が行き届かないところもあり、大変でした。ここにいい人が住んでくれると、周りの雰囲気も良くなるので、なにかいい方法はないかと考えていた時に、東峰村空き家バンクのことを知りました。

村の補助金制度も活用して、新たに部屋を修繕しました。地域にもなじんでもらえて、とてもいい人に移住してもらえたと思います。思い出の詰まった家も生き返り、とても安心しています。



■決め手は人柄の良さと物件の雰囲気

「小石原焼」と「田舎暮らし」に憧れて移住



移住前は、東京都に住んでいましたが、福岡県の事業で「小石原焼後継者育成インターンシップ」という企画があり、初めて東峰村の存在を知りました。

実際に参加してみて、小石原焼と田舎暮らしに憧れて空き家バンクを利用しました。また、所有者の柳瀬さんの人柄の良さと物件の雰囲気がとても素敵で、すぐに移住を決めました。現在は鬼丸雪山窯で弟子として働いていて、同僚と一緒にこの家に住んでいます。住み始めてからも地域の人が快く受け入れて下さり、困ったときには頼れる人がたくさんいて、とても居心地がいいです。これからも長く東峰村に住みたいと思っています。(西鶴園 和也さん(右))

▲空き家バンクの利用者
林田七海さん、西鶴園和也さん

■あなたも「空き家バンク」に登録しませんか？

空き家をお持ちの方で、「毎年かかる固定資産税が負担になっている」「家を貸したいけど、大規模な改修が必要だし、家財道具もたくさんあって貸せない」など、お悩みの方はいらっしゃいませんか。

現在、東峰村空き家バンクの登録物件が残りわずかの状態で、移住希望者が東峰村に住みたくても住む場所が無くて困っています。

未来の東峰村のために、あなたの空き家を有効活用しませんか。まずは役場ふるさと推進課（0946-72-2312）までご相談ください。

空き家バンクって何？

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度です。

どんな物件が登録できるの？

現地調査の上、危険家屋や不動産会社に流通している物件等でなければ登録可能です。

登録後はどうなるの？

村のHPで空き家・空き地を紹介します。購入・賃貸希望者が現れたら、所有者の方と直接もしくは不動産会社を通じて間接的に交渉・契約を行います。

例えば、こんな活用の仕方はいかがでしょう？

●活用例

空き家バンクに登録後、空き家改修補助金（改修にかかった経費の2分の1（上限50万円））を活用して物件をリフォームして、貸し出した場合

①空き家バンクに登録して、借主と賃貸借契約が成立



②リフォーム



【リフォーム代】
総額 100 万円
かかった

③補助金を活用



【リフォーム代】
50 万円の負担
で済んだ



3 万円 / 月 × 12 カ月 × 5 年 =

180 万円

④毎月3万円で貸し出しました



⑤バンクを利用した借主が5年間住みました



なんと！
最初に手出しした50万円は、
1年5カ月で回収できました。
残りは家賃収入として新たな収入に！

【空き家の貸出しで期待できること】

- 毎月の家賃収入
- 改修等にかかる費用の補助を受けられる
- 建物を使ってもらうことで劣化を防ぐ
- 不審者の侵入を回避できる 等

東峰村空き家バンク



不動産業者さんに聞いてみた！



空き家の利活用、不動産の相続について

今回は、東峰村出身で現在久留米市でご活躍されている株式会社アールイーコンセプトの代表取締役 福嶋 徹也さんに、不動産業者の観点から空き家の利活用や不動産の相続問題についてお話を伺いました。

▲インタビューさせていただいた
福嶋 徹也さん

普段はどんなお仕事をされていますか？

久留米市で投資用不動産の売買や、賃貸管理業、賃貸仲介業などを行っています。私が東峰村出身ということもあって7年程前から東峰村の空き家バンク制度の仲介のお手伝いをさせていただいています。

全国的に空き家の件数の推移はどうなっていますか？

年々、全国的に空き家が増えてきています。東峰村だけの問題ではなく、久留米市でも結構空き家が多いんです。適正に管理されない空き家の増加は、公衆衛生や治安の悪化、景観問題など、地域の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。また、生活環境の悪化は、不動産価格の下落などを招きかねません。こうした理由から、田舎や都会関係なく、空き家の増加は対策を講じるべき重要な問題となってきていると思います。

空き家と密接な関係にあるのが「相続」かと思いますが、実際にどのような問題がありますか？

相続業務に直接関わりがあるわけではないですが、不動産業者も不動産の売買という観点から、相続に関する相談をお受けすることがあります。

物件所有者である親が亡くなって、親が住んでいた物件が空き家になったけど、「まずどこに何を相談すればいいのかわからない。」という相談が一番多いです。相続した家を売買するにも現在の所有者から相談に来た人（相続人）に物件の所有権移転登記が必要ですが、だいたいの人がそのうちどうにかしようと考えて、所有者が亡くなった後に相談に

来られることが多いので、いざその時になって相続のやり方が不明とか、遺産分割の配分などで悩まれた結果、対応が遅くなる方が多いですね。放置空き家とならないためにも、事前に家族とよく話し合っておくことが重要だと思います。（関連記事 P.8）

今後も増加が懸念される村の空き家について、不動産業者としての見解を教えてください。

近年コロナ禍の影響もあって、密を避けて自然豊かな地域で過ごしたいという「里山の価値」が見直されていると思います。空き家を利活用するという面では、村の豊かな自然や福岡市内からのアクセスのしやすさなど、村にきたい・村の物件を所有したいというニーズはかなりあると思います。

移住者を増やすという考え方ももちろん重要ですが、移住にこだわらないで形で、例えば都市部と田舎の2拠点生活のような形で物件の所有者と借りたい・買いたい人をマッチングさせる方法や、東峰村だからできることを前面に打ち出した空き家のブランディングの方法などもあれば、もっと空き家の利活用に繋がり、村の空き家の減少に繋がるのではないかと思います。



とほっぴ出産・子育て応援ギフト(出産・子育て応援給付金)のご案内



1. とほっぴ出産・子育て応援ギフト(出産・子育て応援給付金)とは…

妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの面談等により出産・子育てに必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

対象は、2022年4月以降に妊娠届・出生届を提出した方で、「とほっぴ出産・子育て応援ギフト(出産・子育て応援給付金)」として妊娠期と出産後にそれぞれ5万円が支給されます。



2. 給付金の種類

種類	支給対象者	給付額	支給要件
とほっぴ出産応援ギフト (出産応援給付金)	妊婦	妊婦1人につき5万円	・妊婦訪問 ・アンケート回答と申請書の提出
とほっぴ子育て応援ギフト (子育て応援給付金)	出生した子の 養育者	子1人につき5万円	・2か月児訪問 ・アンケート回答と申請書の提出



3. 申請に必要なもの

- ✓ とほっぴ出産応援ギフト申請書兼請求書・とほっぴ子育て応援ギフト申請書兼請求書
- ✓ 母子健康手帳
- ✓ 振込先金融機関の通帳(申請書本人のもの)
- ✓ 本人確認書類(運転免許証や健康保険証)



4. 申請方法

- ① 申請書兼請求書に必要事項を記入
- ② 宝珠山庁舎 総合窓口または小石原庁舎 住民福祉課に**申請書兼請求書**と**必要書類**を提出
- ③ 申請書兼請求書の内容を確認後、支給または不支給の決定通知書が届きます
(記入漏れや誤りなどがあった場合は、支給が遅れることがあります。)



5. その他注意事項

対象者の方には、案内を送付しておりますのでそちらも併せてご確認ください。なお、他の自治体で出産・子育て応援給付金受給した場合、東峰村では受給できませんのでご注意ください。

その他ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。



〈お問い合わせ先〉 東峰村役場 住民福祉課 (☎0946-74-2311)

担当：井上・小野



役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311
小石原庁舎：74 - 2311

住民福祉課

◆令和5年度狂犬病予防注射について

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と、狂犬病予防法に基づき、予防注射が飼い主に義務付けられています。生後91日以上の子犬は必ず年1回の予防注射を受けてください。

■役場への届出が必要な場合

- ・犬が死亡したとき
- ・他人に犬を譲ったとき
- ・飼い主が転居するとき
- ・犬の飼育場所が変わったとき



*すでに犬が死亡しているのに通知が届く方は、必ず役場住民福祉課（0946-74-2311）まで連絡をお願いします。

■令和5年度集団予防接種の日程

・第1次 令和5年4月21日（金）

小石原公民館	9:50 ~ 10:05	宝珠山庁舎	10:45 ~ 11:05
せせらぎ鼓	10:20 ~ 10:30	栗松公民館下 役場倉庫	11:20 ~ 11:35

・第2次 令和5年5月16日（火） *中止になる場合もあります。

小石原公民館	13:40 ~ 13:55	宝珠山庁舎	14:15 ~ 14:30
--------	---------------	-------	---------------

■集団注射会場での注意

- ・飼い主に送付する、畜犬飼育表（通知書）を持参してください。
- ・会場には、犬を制御できる人が連れて来てください。
また、犬が首輪から抜けることがありますので、しっかり犬を抑制させてください。
- ・飼い犬の体調等で気になる場合は、集団注射を遠慮してください。

お問合せ

東峰村役場住民福祉課（電話：0946-74-2311）

住民福祉課

◆令和5年度 福祉タクシー料金助成事業のご案内

障がいのある方にタクシー利用券を交付します。

- 対象者：身体障害者手帳1級、2級所持者
療育手帳A判定所持者
精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者
- 交付枚数：年間最大120枚（令和5年4月～令和6年3月）
※1か月10枚×12か月＝120枚
※申請月によって交付枚数が変わります。
- 助成額：利用券1枚につき500円
※1回の乗車で500円を超えるごとに利用券1枚使用できます。
- 申請に必要なもの：対象となる手帳
- 申請窓口：役場（小石原庁舎住民福祉課、宝珠山庁舎総合窓口）



お問合せ

東峰村役場住民福祉課（電話：0946-74-2311）

教 育 課

◆就学援助制度のお知らせ（小・中学校）

東峰村では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。援助を希望する方は下記の要領で申請を行ってください。申請は年度ごとに必要です。現在援助を受けている方も、引続き援助を希望する場合は、必ず申請を行ってください。詳しくは東峰村教育委員会までお問合せください。

- 援助対象となる世帯：村内に住所を有する公立の小中学校に通う児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する世帯
 - I. 前年度または当該年度に
 - ①生活保護の停止または廃止になったが、なお諸学費に困っている世帯
 - ②村民税の非課税及び減免措置を受けている世帯
 - ③国民年金保険料の掛金が全額減免されている世帯
 - ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯
 - II. 上記以外で次のいずれかに該当する人
 - ①保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる世帯
 - ②学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる世帯
 - ③経済的な理由により欠席日数が多い人

- 援助内容：学用品費、学校給食費、修学旅行費等
- 申請に必要なもの：就学援助申請書（教育委員会にあります）



お問合せ

東峰村役場教育課（電話：0946-72-2301）

自衛隊は、国土の防衛、国際貢献活動のほか、災害などの事態に対応しています。高度な通信・情報技術、医療、建築、気象・海洋観測といった国家や社会への貢献に尽力する多彩で幅広い職種・職域があり、自身の能力を伸ばし、また目標に応じて活躍する場があります。受験を希望される方、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお問い合わせください。

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	
一般曹候補生	採用予定月の1日現在、18歳以上 33歳未満の者 * 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者	令和 5年 3月 1日（水）から 5月 9日（火）	1次試験	令和 5年 5月 20日（土）から 5月 28日（日）のうち 指定する1日
			2次試験	令和 5年 6月 17日（土）から 6月 21日（水）のうち 指定する1日
第1回 自衛官 候補生	採用予定月の1日現在、18歳以上 33歳未満の者 * 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者	令和 5年 2月 8日（水）から 6月 15日（木）	学科試験	令和 5年 6月 23日（金）から 6月 26日（月）のうち 指定する1日
			身体検査 口述試験	令和 5年 6月 29日（木）から 7月 3日（月）のうち 指定する1日

応募資格や試験会場、合格発表及び入隊時期等の詳細については、下記事務所までお問合せください。

【お問合せ】

自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所
住所：福岡県久留米市諏訪野町 2401 番地
TEL：0942-38-1616



国家を守る公務員。
それが、自衛官です。

- ①安定したワークライフバランス
- ②国家を守る公務員
- ③充実の福利厚生
- ④あらゆる仕事がある職場
- ⑤女性にも広がるフィールド

東峰村では、SNS を活用して、観光に関するイベント情報や施設情報、さらには全国の方々に向けて村の魅力や話題などの情報発信を行っているところですが、この度、FB アカウント「東峰村」のアカウント名を変更して新たに「東峰村 FB」を開設することとなりました。

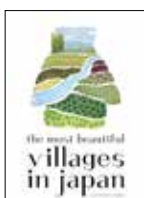
引き続き村の情報発信を行っていますので、ぜひアカウントのフォロー及びご友人等へのご紹介をよろしくお願いします。



フェイスブックアプリでは、**東峰村 FB** で検索してください。

お問合せ

東峰村役場ふるさと推進課（電話：0946-72-2312）



「日本で最も美しい村」連合ニュース

本コーナーでは、東峰村が加盟する「日本で最も美しい村」連合（通称、美しい村連合）に関する情報を九州内の加盟村の輪番でお伝えいたします。今月は、長崎県『小値賀町』からお伝えします。

お ぢ か ち ょ う

長崎県

小値賀町

小値賀町は、長崎県の五島列島北部に位置し、小値賀本島を中心に大小 17 の島々から成り立ち、島のほとんどが西海国立公園の指定を受けています。また、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「野崎島の集落跡」を有しています。

小値賀町には、リゾート施設もコンビニもありますが、自然があり、人情があり、おもてなしがあります。「何にもないけど何よりも大切なものがある」それが小値賀町の魅力です。



▲野崎島（旧野首教会）



▲過去のキャンプの様子

【世界遺産の島でサバイバルキャンプ】

世界文化遺産の構成資産を有する野崎島において、3月28日（火）～31日（金）の日程でサバイバルキャンプを開催します。（締切：3月21日（火））

子どもたちだけのキャンプを通じて、昔の人々の生活の知恵・技術を体験したり、仲間と協力することの大切さを学んだりすることができます。

今回は新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、全国より募集をしておりますのでこの機会にぜひお越しください。

【お問合せ】

NPO 法人おぢかアイランドツーリズム協会

TEL：0959-43-3170

<https://ojikajima.jp>



○筑後川本格改修 100 周年 巡回パネル展の開催について

筑後川改修事務所（内務省）が大正 12 年（1923 年）に開設され、筑後川の本格的な河川改修が始まり、令和 5 年で 100 周年を迎えます。

この 100 年を契機に筑後川が流域内外の皆様により深く理解され、未来につながることを願い、『筑後川本格改修 100 周年記念事業として、巡回パネル展を開催します。

■日時

4 月 10 日（月）～ 4 月 21 日（金）

■場所

保健福祉センターいずみ館

■お問合せ

筑後川河川事務所 筑後川本格改修 100 周年担当
TEL：0942-33-9193

○令和 6 年歌会始のお題及び 詠進歌のお知らせ

■歌会始とは

人が集まって共通の題で歌を詠み、その歌を披講する会を歌会といいます。「歌会始」は、毎年 1 月に宮中で行われ、広く一般から自作の短歌を詠進することができる国民参加の文化行事です。

■お題

「和」

※「和」の文字が組み込まれていればよく、「平和」、「調和」、「和服」のような熟語にしても、また、「和らぐ」、「和む」のように訓読しても差し支えありません。

■詠進歌の詠進要領（概要）

・詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

・用紙は半紙（習字用）とし、毛筆で自筆してください。書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別、職業を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。なお、主婦の場合は「主婦」と書いても差し支えありません。病気や身体の障がいのため自書することができない場合は、代筆やパソコンの使用も可能です。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

■詠進の期間

お題発表の日から 9 月 30 日（土）までとし、郵送の場合は、消印が 9 月 30 日（土）までのものを有効とします。

■郵便の宛先

〒100-8111 宮内庁

※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

■お問合せ

宮内庁式部職儀式第 2 係

TEL：03-3213-1111

HP：www.kunaicho.go.jp

○4 月は 20 歳未満飲酒防止強調月間

20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。20 歳未満の者がお酒を飲むと、脳の発達などの身体の発達に悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になりやすいおそれがあります。

＜お酒は二十歳になってから＞

2022 年 4 月から民法の成年年齢は 18 歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は 20 歳のまま維持されています。

■お問合せ

福岡国税局

TEL：092-771-1151



○「不正大麻・けし撲滅運動」 ～きれいなけしの花にご用心～

きれいなけしの花をみかける季節になりましたが、けしには植えて良いものと、悪いものがあります。

《植えてはいけないけしの特徴》

- ・草丈が大きく 1m 以上になる。
- ・全体が白っぽい緑色をしており、毛がない。
- ・茎を抱き込むように葉が生えている。
- ・葉が大きく長楕円形で、まわりの切れ込みが浅い。



■お問合せ

福岡県北筑後保健福祉環境事務所
TEL：0946-22-4185

○ハローワーク 「求人者マイページ」の開設

福岡労働局・ハローワーク朝倉では、より一層のサービス推進のため、オンラインによる求人受付・公開の普及に取り組んでいます。

「求人者マイページ」を開設することにより、ハローワークに来所いただくことなく、求人申込が可能となるほか、公開している求人内容の変更、応募者の確認や選考結果の通知等が可能となります。

ハローワーク朝倉では、「求人者マイページ」の開設や操作を求人支援員が訪問してお手伝いします。お気軽にお問合せください。



■お問合せ

ハローワーク朝倉 専門援助・事業所部門
TEL：0946-22-8609

○無料法律相談会の開催

法テラス福岡では、福岡法務局及び各支局の協力のもと、令和5年度に以下の日程で無料法律相談会を実施します。ご利用には、収入等が一定額以下であることなどの条件があり、電話予約の際に確認させていただきます。

■相談開場

福岡法務局朝倉支局

■予約

法テラス福岡

TEL：050-3383-5502（予約専用番号）

（平日9：00～17：00）

■相談日程

原則 毎月第二火曜日

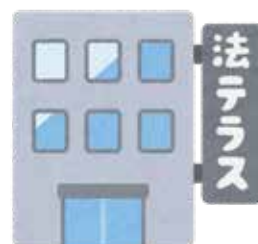
＊10月、1月は第三火曜日

- ・4月11日（火）
- ・5月9日（火）
- ・6月13日（火）
- ・7月11日（火）
- ・8月8日（火）
- ・9月12日（火）
- ・10月17日（火）
- ・11月14日（火）
- ・12月12日（火）
- ・1月16日（火）
- ・2月13日（火）
- ・3月12日（火）

＊時間はいずれも13：00～16：00となります。1回の相談につき30分、各回先着6名受付可能です。

■お問合せ

日本司法支援センター
福岡地方事務所
（法テラス福岡）
TEL：050-3383-5501



在宅医表（3・4月）※ （色つき枠）は外科担当の病院です。

甘木朝倉在宅当番医

当番日	病医院名	所在地	TEL
3月19日（日）	甘木中央病院	甘木	22-5550
3月21日（火）	森山内科	杷木	62-0111
3月26日（日）	窪山医院	甘木	22-2014
4月 2日（日）	まつぎクリニック	堤	22-1066
4月 9日（日）	重松医院	杷木	62-0721

休日夜間急患センター

電話番号：0946-23-0077 所在地：朝倉市来春 422-1 朝倉医師会病院内

地域住民の休日及び夜間における初期救急医療を確保するため、休日夜間初期急患診療を休日夜間急患センターにおいて行っております。

診療科目	診療日	診療時間
内科・外科	平日（月曜日～金曜日）	20:00～翌日 7:00
	土曜日	12:30～翌日 9:00
	日曜日、祝日、年末年始	9:00～ 翌日 7:00
小児科	平日（月曜日～金曜日）	19:30～ 23:30
	土曜日	17:00～ 23:30
	日曜日、祝日、年末年始	9:00～ 23:30

歯科	当番日	病医院名	所在地	TEL
	3月19日（日）	うすき歯科医院	一木	24-3691
	3月21日（火）	うすき歯科クリニック	堤	21-5252
	3月26日（日）	原鶴デンタルオフィス	志波	62-3578
	4月2日（日）	河原歯科医院	菩提寺	23-1717
	4月9日（日）	きたじま歯科クリニック	久喜宮	62-3500

日田地区在宅当番医表

当番日	病医院名	所在地	TEL	病医院名	所在地	TEL
3月19日（日）	福田内科クリニック	大宮	25-5188	五反田病院	若宮	23-8386
3月21日（火）	新関内科医院	田島	24-3355	若宮病院	南元町	22-7171
3月26日（日）	河津内科呼吸器科	石井	23-8123	秋吉病院	豆田	23-0808
4月 2日（日）	岩尾病院	淡窓	22-6161	城谷病院	元町	23-6115
4月 9日（日）	隈診療所	隈	22-0033	大河原病院	隈	22-3131

※注意事項

1. 診察時間は午前9時から午後5時までです。 2. 急患に限ります。 3. 往診はしません。

※救急指定病院

○日田中央病院 TEL：23-3181 ○聖陵岩里病院 TEL：22-1600

○一ノ宮脳神経外科病院 TEL：24-6270 ○済生会日田病院 TEL：24-1100

※お問合せ 日田市役所 TEL：0973-23-3111（午後5時以降は TEL：23-0099）

※日時等、変更になる可能性があります。事前に電話で確認してください。





えがお通信

令和5年3月 第14号
東峰村長 眞田 秀樹

3月、令和4年度も年度末となりました。一段と月日の経過する速度が増してきているような気がしています。令和4年度も復旧復興、日田彦山線沿線地域振興など皆様とともに様々な事業をさせていただきました。大きな災害がなかったことは幸いだと感じておりますが、やはり全国的には甚大な災害が発生しており、被害を受けた方に心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響も3年が経ち、現在は少し落ち着いている状況ですが、まだまだ皆様ひとりひとりの予防対策をお願いしないと、収束への道は見えてきません。ロシアのウクライナ侵攻で原油や物価など様々な影響を受けています。2月まで行った「生活応援商品券」事業においては、皆さまにわずかでもお役に立てたのではないかと考えているところです。電気代高騰など今後も厳しい状況が続くと予想されますが、世界的な情勢の中、共に乗り越えていかなければなりません。村でも直接の支援は財源的にも難しいと思っておりますが、令和5年度に取り組むデジタル化（地域商品券、地域交通）事業の中で、何らかの支援ができないか考えていると思っています。

2月の主な行事等についてご報告いたします。

【甘木朝倉三井環境施設組合協議会】

2月2日、サンポートにおいて開催された協議会に出席しました。

【福岡県介護保険広域連合議会】

2月2日、博多サンヒルズホテルで開催された介護保険広域連合定例議会に出席しました。

【地域交流フェスタ】

2月5日、東峰学園体育館で行われました。たくさんのご参加ありがとうございます。

【第3回日田彦山線住民意見交換会】

2月7日、いずみ館において第3回ワークショップを開催しました。3回にわたりたくさんのアイデアを皆さんからいただきました。ありがとうございます。令和5年度は構想を実現する具体的な計画づくりを行いますので、今後共皆様のご参加をお願いいたします。

【福岡県日田彦山線沿線地域振興推進協議会】

2月9日、博多サンヒルズホテルにおいて、服部知事、江口副知事、九州の自立を考える会蔵内会長、日田彦山線復旧問題対策協議会松本座長はじめ協議会の委員の皆様及び地元より中嶋県議の参加により、標記協議会が開催され、令和4年度事業及び令和5年度事業について協議を行い、決定しました。

【区長会視察研修】

2月10日、筑後市役所を訪問し、地域コミュニティについての研修を受けました。西牟田校区コミュニティ協議会より地域コミュニティ設立の経緯や現状をお話いただき、貴重な意見交換ができました。



【北九州市市政60周年記念式典】

2月10日、リバーウォーク北九州で開催された式典に参加しました。北九州市は平成29年災害の時にいち早く給水車を派遣、また、応援職員を5名派遣いただき、復旧事業に多大な貢献をいただきました。あらためて感謝申し上げます。

【第39回朝倉地区人権同和教育研究会】

2月11日、ピーポートで3年ぶりに開催された研修会に参加しました。道化師（ホスピタルクラウン）に扮する大棟さんのお話に引き込まれ、感銘を受けました。

【全国中山間地域振興対策協議会】

2月13日、東京全国町村会館において、協議会主催による令和5年度農林業振興予算に係る説明会に参加し、国会議員の皆さんと意見交換を行いました。

【東峰村長杯少年野球大会】

2月18日、19日に東峰ディアーズ主催の野球大会が3年振りに盛大に開催されました。20チームが参加し熱い戦いが繰り広げられ、わが東峰ディアーズ（杷木ファイターズとの合同チーム）は、敢闘賞（第4位）の栄誉を獲得しました。おめでとうございます。

【福岡県土地改良事業団体連合会総会】

2月22日、県土地改良事業団体連合会会議室で開催された総会に出席しました。

【東峰村農林業振興大会】

2月26日、いずみ館において、農林業振興協議会による振興大会を開催しました。講師の先生と竹地区の棚田屋で昼食をとり、地域づくり談義や、村への継続的な共同研究の支援をお願いしました。

【福岡県町村会定期総会】

2月28日、福岡県自治会館での総会に出席しました。

※この「えがお通信」は令和5年2月28日時点で執筆されたものです。

村の行事 (3/16 ~ 4/15)			
月 日	曜日	行事予定	場所・時間・備考
3/17	金	東峰学園 小学部卒業式	
3/19	日	文化協会発表会	中止
3/24	金	東峰学園 修了式	
4/2	日	東峰村消防団入退団式	村民センター・10:00 ~
4/6	木	東峰学園 始業式	
4/8	土	岩屋祭り (～ 4/9)	中止
4/9	日	福岡県議会議員一般選挙	村内 4 箇所の投票所・7:00 ~ 19:00
4/10	月	東峰学園 入学式	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、日時等が変更になる可能性があります。

人の動き			年齢別	
東峰村 (令和 5 年 1 月末現在) 前月比			0 歳～ 19 歳	249
人口	1,908	△ 4	20 歳～ 39 歳	260
男	897	0	40 歳～ 59 歳	362
女	1,011	△ 4	60 歳～ 79 歳	684
世帯数	822	△ 2	80 歳～ 99 歳	347
			100 歳～	6

今月の納税	税 目	●国民健康保険税 (第 9 期) ●後期高齢者保険料 (第 9 期)	東峰村ごみ収集量 (令和 5 年 1 月分) (k g)			
			種 別	当月分	前月分	増 減
	納 期 限	3 月 31 日 (金)	可燃ごみ	32,020	33,930	▲ 1,910
			資源ごみ	2,650	2,850	▲ 200
			粗大ごみ	0	1,610	▲ 1,610
	口座振替日	3 月 27 日 (月)	合 計	34,670	38,390	▲ 3,720

交通事故情勢 (令和 5 年 1 月末現在)			
	発生 (前年比)	交通事故死者 (前年比)	飲酒運転事故 (前年比)
朝倉署管内	18 (－ 3) 件	0 (± 0) 件	0 (± 0) 件
東峰村	0 (± 0) 件	0 (± 0) 件	
県下	1,726 (+ 116) 件	9 (+ 5) 名	4 (－ 3) 件

編集後記

今月の表紙は、岩屋神社で撮影した梅とメジロの写真です。梅の蜜を吸いに来たメジロの写真のことを一部では「ウメジロー」と呼び、この季節の風物詩となっているようです。

最近では日々の暖かい日差しに村のあちこちで梅の花が色とりどりの花を咲かせていて、本格的に春の訪れを感じています。私は季節の中でも春が一番好きですが、晴れて暖かくなると気持ちまで陽気になれるような気がしますよね。3月は別れと新たな出会いの季節でもあり、色々なことが起こるため気持ちも暗くなりがちですが、まずは春の陽気を感じて色々なことを楽しみましょう。

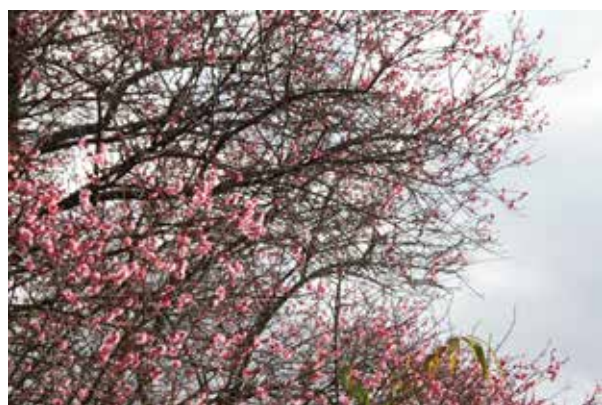
今年も満開の桜が皆さんの門出を祝ってくれるといいですね。(広報担当 室井)





Photo Gallery

フォトギャラリー
(梅の花)



SNSでも村の情報発信中！登録をお願いします！



毎月23日は親子読書の日です。本を読みましよう。

東峰村公民館

編集・発行

東峰村役場ふるさと推進課

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425

TEL 0946-72-2312 E-mail : furusui@vill.toho.fukuoka.jp